

広島県告示第千百三十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によつて、蒲刈港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように変更しようとするので、同法第三十八条第三項の規定によつて、当該臨港地区的区域及び分区の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、同法第三十八条第四項の規定に基づき、縦覧期間満了の日までに国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区の区域及び分区の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

平成十九年十一月二十二日

広島県知事 藤田雄山

一 臨港地区の変更

1 変更前

区	域	面 (ヘクタール) 積
呉市下蒲刈町下島字仕方、同市下蒲刈町下島字丸谷、同市下蒲刈町下島字塩浜新開、同市蒲刈町向字北刈浜、同市蒲刈町地先公有水面埋立地、同市蒲刈町地先、同市蒲刈町田戸字登々良、同市蒲刈町宮盛字鬼谷及び同市蒲刈町三之瀬字南町地先のそれぞれの一部	呉市下蒲刈町下島字仕方、同市下蒲刈町下島字丸谷、同市下蒲刈町下島字御坊迫、同市蒲刈町地先公有水面埋立地、同市蒲刈町地先、同市蒲刈町田戸字登々良、同市蒲刈町宮盛字鬼谷及び同市蒲刈町田戸字登々良のそれぞれの一部	八・一

1 変更後

区	域	面 (ヘクタール) 積
呉市下蒲刈町下島字仕方、同市下蒲刈町下島字丸谷、同市下蒲刈町下島字塩浜新開、同市蒲刈町向字北刈浜、同市蒲刈町地先公有水面埋立地、同市蒲刈町地先、同市蒲刈町田戸字登々良、同市蒲刈町宮盛字鬼谷及び同市蒲刈町三之瀬字南町地先のそれぞれの一部	呉市下蒲刈町下島字仕方、同市下蒲刈町下島字丸谷、同市下蒲刈町下島字塩浜新開、同市蒲刈町向字北刈浜、同市蒲刈町地先公有水面埋立地、同市蒲刈町地先、同市蒲刈町田戸字登々良、同市蒲刈町宮盛字鬼谷及び同市蒲刈町田戸字登々良のそれぞれの一部	八・五

二 分区の変更

1 変更前

分区の種類	商港区	漁港区	修景厚生港区
区	商港区	漁港区	修景厚生港区
呉市下蒲刈町下島字塩浜新開の一部 吳市蒲刈町宮盛字鬼谷及び同市蒲刈町宮盛字 峠のそれぞれの一部	呉市蒲刈町下島字塩浜新開の一部 吳市蒲刈町宮盛字鬼谷及び同市蒲刈町宮盛字 峠のそれぞれの一部	三・八	〇・七

分区の種類	区	域	面（ヘクタール）積
商港区	呉市下蒲刈町下島字仕方、同市下蒲刈町下島字丸谷、同市下蒲刈町下島字御坊迫、同市蒲刈町向字北刈浜、同市蒲刈町地先公有水面埋立地、同市蒲刈町地先及び同市蒲刈町田戸字登々良のそれぞれの一部	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷、同市蒲刈町宮盛字峠及び同市下蒲刈町下島字丸谷のそれぞれの一部	三・六

三

臨港地区の区域及び分区の案の縦覧場所

広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室、広島県呉地域事務所建設局管理課及び呉

四

市港湾管理課
縦覧期間

平成十九年十一月二十二日から平成十九年十二月五日まで